

## 事業労災保険年度更新のお知らせ

西播建設業組合

組合長 岡 正三

労働保険の年度更新の時期が参りました。書類を送付いたしますので、期限厳守で更新手続きをお願いいたします。

### 1 郵送書類

- |   |      |
|---|------|
| ① 事業労災保険年度更新手続きについて(お願い)                  | …本紙  |
| ② 一括有期事業報告書(記入要領)                         | …別紙1 |
| ③ 一括有期事業総括表(記入例)                          | …別紙2 |
| ④ 一括有期事業にかかる労働者数の算出方法                     | …別紙3 |
| ⑤ 事業主及び保険者のみなさまへ                          | …別紙4 |
| ⑥ 提出書類 労働保険料等算定基礎賃金等の報告(組様式第4号)           |      |
| ⑦ 提出書類 一括有期事業総括表(建設の事業)(別添様式)             |      |
| ⑧ 提出書類 一括有期事業報告書(建設の事業)(様式第7号(第34条関係)(甲)) |      |

※ 各種提出書類への押印の省略が可能です。本組合で、上記⑥⑦⑧の電子様式(Excel 版)を用意しています。この様式を使用すると、書類を、組合宛にメール送信していただければ来所していただく手間が省けますので、利用可能な方は、ご活用ください。

### ※ 電子様式を利用する方法

- (ア) 組合のメールアドレス seiban-ken1@tatsuno.or.jp に、「事業労災で使用する様式の送信を希望」と記載し、メールを送信してください。
- (イ) 本組合から、⑥⑦⑧の様式を添付し、返信いたします。⑦⑧は、1つのExcel ファイルとなっています。
- (ウ) 事業者様で、必要事項を記載し、本組合へ Excel ファイルを送信してください。

### ★ファイル名の修正について

「基幹番号の下3桁(175等)+枝番号+事業所名」をお送りした Excel ファイルの名称の前に着けて送信してください。

## 2 提出する書類及び作成方法について

(1) 令和3年度中に元請け工事を請け負った事業者

① 一括有期事業報告書(建設の事業)(様式第7号(第34条関係)(甲))の作成

事業の種類ごとに、事業の名称・事業の所在地等を記載し、賃金総額まで算出してください。…**別紙1参照**

② 一括有期事業総括表(建設の事業)(別添様式)の作成

①の数値を、一括有期事業総括表(建設の事業)(別添様式)**別紙2**に転記し、総括表を仕上げてください。

③ 労働保険料等算定基礎賃金等の報告(組様式第4号)の作成

**別紙2**の賃金総額の最下段②の金額を、賃金等の報告(組様式第4号)の(4)合計の下から2段目 **⑥** 欄に転記してください。

※ **①②は、エクセル「175〇〇〇事業所名 様式第7号一括有期事業報告書総括表」を使用すると、一括で作成することができます。…西播建設業組合HPに掲載**

(2) 令和3年度中に下請け工事のみ請け負った事業者

一括有期事業報告書、一括有期事業総括表を提出する必要はありません。労働保険料等算定基礎賃金等の報告に必要な事項を記載し提出してください。

## 3 記入に係る留意点

(1) 高年齢労働者の雇用保険料について

64歳以上の高年齢労働者の雇用保険料の免除制度は平成31年度末で終了となっています。64歳以上の高齢者の保険料につきましても申告を必ず行ってください。… **別紙4** 参照

(2) 各種提出書類の事業主による押印の省略について

年度更新に係る労働保険関係の様式書類については、事業主による押印がない場合であっても受付可能です。

(3) 労働保険料等算定基礎賃金等の報告

○ **⑦**事業の概要欄、昨年度の報告書を参考に、具体的に記入してください。

○ 特別加入者氏名欄、昨年度の報告書を参考に、氏名を記入してください。そして、**⑬**欄に、希望する給付日額を記入してください。

(4) 一括有期事業総括表及び一括有期事業報告書

- 令和3年度中に終了した元請工事がない場合、提出の必要はございません。… 別紙3 参照
- 複数の業の種類がある場合、業種（33舗装事業・35建築事業・38既設建築物設備工事業・37その他の建設事業・他）ごとに小計し、総括表に転記してください。エクセルの様式を使用する場合は、業種ごとに改ページして入力してください。
- 事業の開始が平成27年4月1日以降のものは、消費税を含まない請負金額を御記入ください。
- 下請け工事は記入の必要はございません。… 別紙3 参照
- 主な事業の種類別の保険料率は、次のとおりで(平成30年4月以降着手分)

事業の種類番号	事業の種類	労務費率	労災保険料率(千分の)
35	建築事業	23%	9.5
38	既設建築物設備工事業	23%	12
37	その他の建設事業	24%	15

4 提出期限 令和3年4月21日(木)

5 提出場所 西播建設業組合事務局

6 持参物 事業所ゴム印等(今回から押印は、省略できることとなりました。)

同封の書類等

- 一括有期事業報告書(様式第7号)
- 一括有期事業総括表
- 労働保険料算定基礎賃金等報告書(組様式第4号)

※新築工事・リフォーム工事にかかわらず、元請された工事に労災保険料がかかります。

報告漏れがないか確認後、御提出をお願いします。

追伸:令和4年度の特別加入給付基礎日額の変更を希望される場合は、3月28日(月)までにお申し出ください。

一括有期事業報告書(記入要領)

別紙 1

※令和3年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。  
工事の開始時期ごとに分類して記入ください。

請負代金に係る消費税の取扱に注意ください。

様式第7号(第34条関係)(甲)

労働保険  
一括有期事業報告書(建設の事業)

事業  
主控

27年4月1日以降開始の工事の請負代金は消費税抜きです。

労働保険番号	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				② 労務 費率	③ 賃金総額
			① 請負代金の額	④ 請負代金に 加算する額	⑤ 請負代金か ら控除する額	⑥ 請負代金		
28100900005008							2枚のうち 1枚目	
△△邸 新築工事	神戸市中央区 東川崎町△△△	3年 5月 10日 から 3年 10月 31日 まで	31,500,000			31,500,000	23 7,245,000	
××邸 増築工事 他10件	明石市大明石町 〇-〇-〇	3年 5月 1日 から 4年 1月 31日 まで	33,600,000			33,600,000	23 7,728,000	
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
事業の種類	35 建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	計	65,100,000			65,100,000	14,973,000	

500万円未満の工事はまとめて  
記入することができます。

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

〇 年 〇 月 〇 日

郵便番号( 657 - ×××× )  
電話番号( 078 - 861 - ×××× )

住所 神戸市灘区大内通〇-〇-〇

事業主

兵庫 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

氏名 〇×工務店 〇×太郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

[注意]

- ① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
- ② 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

作成年月日 提出代行者 事務代理者の表示	氏名	電話番号

様式第7号(第34条関係)(甲) [別紙]

27年4月1日以降開始の工事の請負代金は消費税抜きです。

事業  
主控

労働保険番号	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				② 労務 費率	③ 賃金総額
			① 請負代金の額	④ 請負代金に 加算する額	⑤ 請負代金か ら控除する額	⑥ 請負代金		
28100900005008							2枚のうち 2枚目	
〇〇邸 内装工事	加古川市野口町 良野〇-〇	3年 9月 1日 から 3年 10月 31日 まで	(5,250,000)	賃金で算定する工事はこのように記載して下さい。		(5,250,000)	賃金で算定 (800,000)	
××邸 内装工事	神戸市中央区〇 〇町×-×-×	3年 6月 1日 から 4年 2月 20日 まで	105,000,000			105,000,000	23 24,150,000	
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
事業の種類	38 既設建築物設備工事業	計	(5,250,000) 105,000,000			(5,250,000) 105,000,000	(800,000) 24,150,000	

※令和3年度中に終了した元請工事がない場合は、総括表の提出は必要ありません。

別添様式

労働保険等  
令和3年度一括有期事業総括表（建設の事業）

事業  
主 控

労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号					枝 番 号		一括有期事業報告書 2 枚添付		
		2	8	1	0	0	9	0	0	0	5	0	0	8
業種 番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務 費率	賃金総額	保険料率		保 険 料 額						
						基準料率	別外料率							
31	水力発電施設、 ずい道等新設事業	平成27年3月31日 以前のもの		18		1000分の	89							
		平成30年3月31日 以前のもの		19		79								
32	道路新設事業	平成27年3月31日 以前のもの		20		1000分の	16							
		平成30年3月31日 以前のもの		19		11								
33	舗装工事業	平成27年3月31日 以前のもの		18		1000分の	10							
		平成30年3月31日 以前のもの		17		9								
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日 以前のもの		23		1000分の	17							
		平成30年3月31日 以前のもの		25		9.5								
35	建築事業	平成27年3月31日 以前のもの		21		1000分の	13							
		平成30年3月31日 以前のもの		23	65,100,000	14,973	9.5	142,243						
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日 以前のもの		22		1000分の	15							
		平成30年3月31日 以前のもの		23	(5,250,000) 105,000,000	24,950	12	299,400						
36	機械装置 の組立て 又は据付 けの事業	平成27年3月31日 以前のもの		38		7.5								
		平成30年3月31日 以前のもの				6.5								
	その他のもの	平成30年4月1日 以降のもの		21		7.5								
		平成27年3月31日 以前のもの		22		6.5								
37	その他の建設事業	平成27年3月31日 以前のもの		23		1000分の	19							
		平成30年3月31日 以前のもの		24		17								
		平成30年4月1日 以降のもの				15								
		平成19年3月31日 以前のもの		①										
合 計														
					39,923			441,643						

注  
4 3 2 1  
事業報告書（様式第7号（甲））に記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。  
前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。  
一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

賃金で算定した額と労務  
費率で算定した額の合計

② (①を除いた合計)	③ 一般拠出金率	一般拠出金額
39,923 千円	1000分の 0.02	798 円

別添 一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

郵便番号( 657 - ×××× )  
電話番号( 078 - 861 - ×××× )

○ 年 ○ 月 ○ 日

住 所 神戸市灘区大内通〇-〇-〇

兵庫 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

- 一般拠出金は平成19年4月1日以降開始の工事のみ対象となります。
- 1円未満の端数は切り捨てして下さい。

氏 名 ○×工務店 ○× 太郎  
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

名	電 話 番 号

社会  
保 険 労  
務 士 記 載 欄

原則

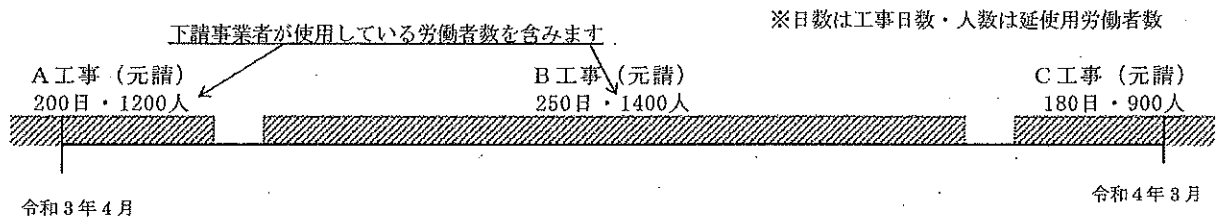
一括有期事業（元請工事）にかかる確定年度中の一日平均使用労働者数が申告書内訳の労働者数となります。

算出方法 = 常時使用労働者数(延数) ÷ 所定労働者日数 = 申告書内訳に記入する労働者数(端数切捨)

例外

確定年度中に終了した工事がすべて下請工事であった場合、常態として労働者を使用していたことが認められる限り、下請工事に使用していた労働者が一括有期事業に使用した労働者とみなされます。（算出方法は同上）

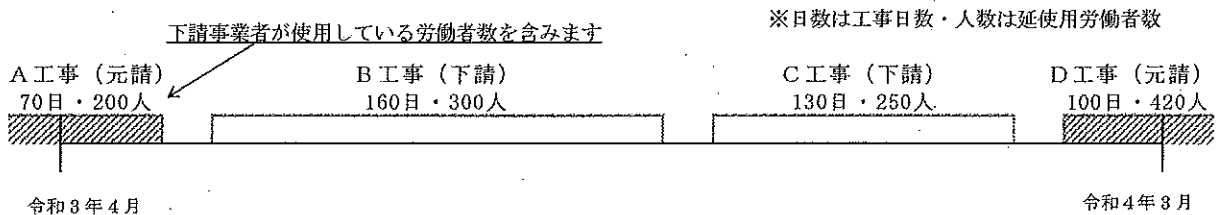
【算出例1】・・・元請工事のみ請け負っている場合



前年度中に終了した元請工事(A・B)に使用した労働者数は2,600人、工事日数は450日のため

$$\frac{2600(\text{人})}{450(\text{日})} = 5\text{人 (端数切捨)} \dots \text{よって、申告書内訳に記入する労働者数は5人となります。}$$

【算出例2】・・・元請工事・下請工事ともに請け負っている場合

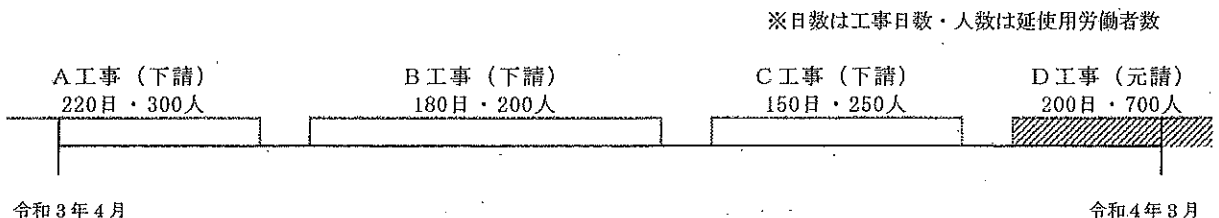


前年度中に終了した元請工事(A)に使用した労働者数は200人、工事日数は70日のため

$$\frac{200(\text{人})}{70(\text{日})} = 2\text{人 (端数切捨)} \dots \text{よって、申告書内訳に記入する労働者数は2人となります。}$$

注) 労働者数の算出にあたって下請工事にかかる工事日数・労働者数は使用しません。  
労働者数を算出するのは一括有期事業のみ、つまり元請工事のみです。

【算出例3】・・・下請工事のみ請け負っている場合



前年度中に終了した元請工事はないため、労働者数は0人となります。

ただし、常態として労働者を使用していた場合に限り、下請工事に使用していた労働者数から算出します。



$$\frac{750(\text{人})}{550(\text{日})} = 1\text{人 (端数切捨)} \dots \text{よって、申告書内訳に記入する労働者数は1人となります。}$$

# 雇用保険被保険者を雇用する事業主 雇用保険被保険者みなさまへ

**令和2年4月1日から、  
すべての雇用保険被保険者について  
雇用保険料の納付が必要となります**

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者※に関する雇用保険料は免除されていました。

**令和2年4月1日からは、高年齢労働者※  
についても、他の雇用保険被保険者と同様に  
雇用保険料の納付が必要となります。**

(※) 保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

御不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。